



岐阜県政記者クラブ加盟社 各位

令和5年4月27日（木）岐阜県発表資料			
担 当 課	担 当 係	担 当 者	電 話 番 号
技 術 検 査 課	建 設 業 企 画 監	牛 島 方 子	内線 4553 直通 058-272-8504 FAX 058-278-2734
出 納 管 理 課	用 度 係	宗 宮 由 佳	内線 8021 直通 058-272-8715 FAX 058-278-2787

入札参加資格停止の措置について

1 概 要

(株)丸泰は、元請けとして請け負った愛知県内の民間建築工事において、建設業法第3条第1項の許可を受けずに建設業を営む者と同法施行令第1条の2第1項に定める軽微な建設工事の範囲を超える請負金額をもって下請契約を締結していた。

このことが、建設業法第28条第1項第6号に該当するとして、令和5年4月5日、中部地方整備局長は、同社に対し建設業法第28条第3項の規定に基づく営業停止命令を行った。

2 対 応

「岐阜県建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要領」第2第1項及び別表第2第5号並びに「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領」第2及び別表第2第5号の規定に基づき、入札参加資格の停止措置を講じる。

3 停止措置業者

(株)丸泰（本店：岐阜市）

4 停止期間

令和5年4月28日から8月27日まで（4カ月）

5 参 考

○岐阜県建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要領（抜粋）
（資格停止）

第2 知事は、有資格業者が別表第1又は**別表第2**に掲げる措置要件のいずれかに該当する場合は、それぞれ同表に定める期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、当該有資格業者について資格停止を行うものとする。

別表第2

措 置 要 件	期 間
(建設業法違反行為) 5 建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、県工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	2カ月以上9カ月以内

○岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領（抜粋）

（入札参加資格停止）

第2 知事は、有資格業者が別表第1及び**第2**に掲げる措置要件のいずれかに該当する場合は、期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、当該有資格業者について個別の入札に参加できないようにする措置（以下「入札参加資格停止」という。）を行うものとする。

別表第2

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 5 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき。	1カ月以上9カ月以内